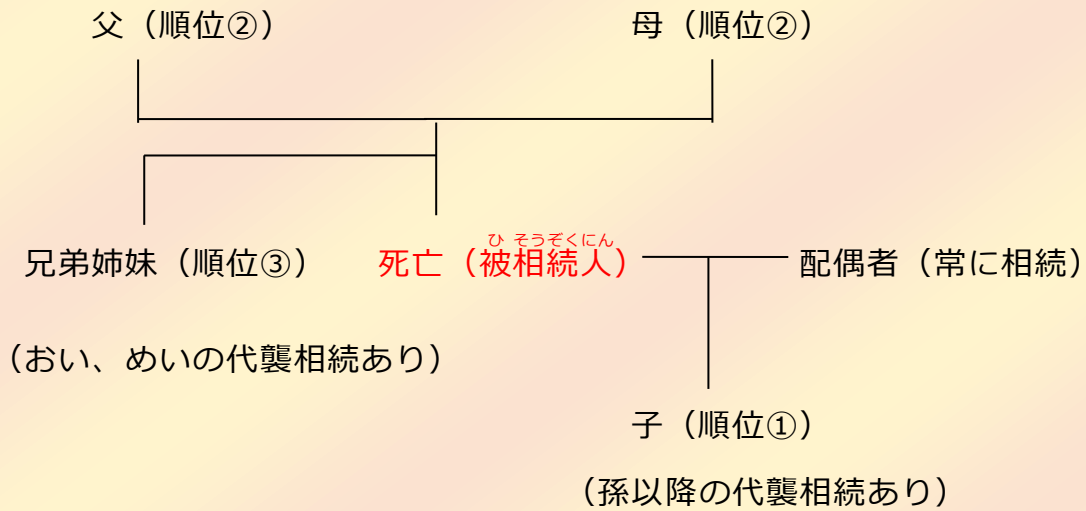


☆誰が相続人になるのか（法定相続人は誰か）



代襲相続（だいしゅうそうぞく）って何？

⇒相続人となるべき子や兄弟姉妹が、被相続人より先に死亡等した場合に、孫やおい・めいが、その親である子や兄弟姉妹に代わって相続人となること

☆法定相続人はどのような割合で相続するのか（法定相続分）

	配偶者あり	配偶者なし
子供あり (孫以降が代襲相続)	子供：(全体で) 2分の1 配偶者：2分の1	子供：全部
子供なし 父母等の直系尊属あり	直系尊属：(全体で) 3分の1 配偶者：3分の2	直系尊属：全部
子供なし 直系尊属なし 兄弟姉妹あり (おい、めいが代襲相続)	兄弟姉妹：(全体で) 4分の1 配偶者：4分の3	兄弟姉妹：全部

☆法定相続分の修正（具体的相続分）

①特別受益・・・生前贈与や遺贈を受けた者について、相続における受取分を少なくする

※一部の相続人が生命保険金を受領していても、生命保険金は、特段の事情がない限り、特別受益にならない（最決平成 16 年 10 月 29 日）

②寄与分・・・亡くなった人の財産の維持や増加に特別の寄与をした者について、相続における受取分を多くする